



慶應四年五月第廿三板

# 中外新聞

卷四

第廿一號より  
第廿七號まで



中外新聞第二十一号

慶應四年閏四月六日

會津侯の歎願書



不肖の容保護て奉言上い去成年以来在京奉職仕い処料ら  
 かも無限い天恩を蒙り冥加い至極奉存い然いる処宗家□□以  
 下不束いの次才いて天怒い觸いとい親征いに仰出い趣遙い  
 又奉伺い越い以て驚愕いの至奉惱い宸襟いに糸重い恐入い奉存い  
 京都の儀い容保專職い有之今日の形勢い立至いりい段旁い以  
 何共可い上い杯無い座畢竟容保上□□を補翼い不能安い  
 宸襟下い頑固疎暴いの家臣共制馭い不行い届いの所致い座い間

第廿一号

何卒□□<sup>みよと</sup> 儀寛大の 思召を以て取扱成下度奉懇願の  
容保儀の退隱の上在所へ引退き恭順謹慎 此沙汰奉待の  
右の趣宜に執成 此奏聞の儀伏して奉懇願に誠恐誠惶頓  
首敬白

二月

容保謹上

此歎願書諸侯伯より手寄を求め何卒して 天聽に達し奉  
り此松種に尽力なりと雖も拒斥せられて未だ達せざると  
云ふ或は曰私を達せしむる公けは達せざる間ハ此  
受取の沙汰られあしとも同らぬ他の諸侯の歎願書も  
同様の事なるより凡同を何れもせよ 此政度ハ一新の

折柄あるに其事の成否を鬼も角も諸方より出る書面等  
何卒中途に擁蔽の患あるに致し度あり

○督府参謀木梨精一郎外一人より往達し書付

江川太郎左エ門へ

外十三人へ同文

近日一種の兇黨等処々屯會し良民を欺き恣意暴行の趣  
不畏 天威言語道断の所業より各右の徒等其支配所へ入  
込は悉く召捕置可詐出は万人多人數手より餘り以て  
近隣の各藩に合急速撃取万民安堵可為致事

辰四月

東海道鎮撫府総督 印

副将 印

らーやめんの話

外国人の妾を俗にラヤメンと稱を其縁故を横濱繁昌記といふ書に詳々あり

或る人横濱在苗西洋人の為に妾を媒を其媒妁の注文を出しつゝを西洋人の居苗処に寓居の南京人より筆談を以て頼みより此方の媒人も稍文字を解しつゝ故筆談より注文を受けより其注文書年齢を幾歳より幾歳までの間給金の

如何程ふと云ふ事悉く氷解し疑ひあり然るも顔色を日字に於て面相の女を望むと記しつゝ此方の媒人のさしつゝ不審ある奇ある注文もつゝ有る物ともひて態くぞんづいづらの女を两三輩撰み出し連と行きを見せつゝ一人も氣に入らぬと云ふ何事が氣に入らぬと問へば顔付が注文よ合をいふと云ふ顔とを注文の日字に於てと云へば南京人は圓承知せん段々其故を問へば南京人曰く吾が注文しつゝを篆書の日字に於て然るも公の携へ来りしを八分の日字様ありと云て互に絶倒せり生物知りの事を誤る例世より少くをせん

按ぢりて篆書の日字を日と作り即ちホソオモテと  
いたし龍長面あり媒人の連れ行き者ハ棋局面と  
日字形ありと見ゆ若し試み粉團面(ボタモチガホ)の女  
を連れ行き大冢の日字様ありと云ふ南京人再び棒  
腹絶倒をぐきや

喫霞仙史 録

○佛蘭西在苗友人書状の写

博覽會も去る十月八日終り相成り  
博覽會も付諸国の帝王當国へ参られ  
當時澳地利帝兄弟  
三人逗苗致されも付調練一覽も相成り  
三兵合せて五万

人其中騎兵一万大砲百挺有之目ざり  
佛蘭西帝の輕便あり事ハ自ら馬車の馬を使ひ諸人  
往來致されも後者僅も三四人  
且座ハ後宮も宮女僅も三  
四名の由奥向の入用を至て少き事  
其代りも兵備もハ  
莫大の入費を不惜由もて  
宮女の多き国を必衰微  
ハと西洋人常々居り  
巴勒の警衛も都の周圍も大あり  
惶を掘高土手を築き要処  
も小堡あり事有る時ハ土手へ大砲を備へ兵を出さ  
右  
又付如何も侵襲有之ハも巴勒の住人立退の沙汰無之  
安心の至りも山座ハ且外国の氣風ハ唯其主君を守りのみ

又無之國民を保護する事を專一と致し以故連年の戦争有  
之にても左のみ百姓町人又大なる難儀に掛り不中  
屯所の都下にも多く有之常々番兵を置き事ある時互に  
テレガラ一フとて合國の一一に都下の勿論在方村に又至  
る迄蒸気車の通路自由にして座の故千里の遠き又兵を出し  
いも極迅速にして座の兵糧も蒸気車にて運送し一一に故思  
ひの外遠國の軍も手輕なる事又座の  
巴勒を又馬の多き所にて驚き入に騎兵の分を除き馬車  
又用馬凡三万餘匹これ有り  
墺地利帝巴勒の窮民に十萬フランクの金を施行しこれ

い土耳其其俄羅斯字漏生の帝王も同松と中事とい  
巴勒の日本の京都より少く大あり江戸程の大都會の歐羅  
巴に無之に都府の立派ある事の世界第一と中い去あつし  
窮民多く三十歳より妻を迎へ以者を早き方あり早く子を  
持へつば養育も甚困に由あり婦人悉く内職を致し以但し  
衣類は何もも立派にして座の  
婦人の実又美あり色飽くまぐ白く肌細うし鼻高く唇薄  
く言葉や一一くい  
帝王いばも時々芝居見物に出られ以既又此頃墺地利  
帝芝居へ往これ以平人は異ある事なく往来制止も無く只

帽子ぼうしを脱はきする計けいこそ誠まこと又手輕てがるの事あり  
諸国の帝王本國より巴勒パル來きたる從者僅わずか六七八人又過とぎ不  
中ちゆう以い  
諸色高價たかひなより殆たいてい閉口致いたい大凡日本より三四倍と存ぞん存ぞん以下  
去き器械きき錢砲せんぱうふとい日本より下直くだちく又此座このまに

中外新聞第廿二号

慶應四年閏四月八日

大總督府よりの由達書二通

田安中納言

江府鎮撫萬端取締の儀由委任いん以もつ可べ有べ精勤せいきん 大總督官

由沙汰ゆさたの事

辰閏四月二日

大總督府 参謀

田安中納言

昨今の時勢ときせい又付格別くわかくべつ苦慮くろ尽力じんりきの事件じけん深感せんかん思食しじく以もつ猶なほ此上見

込の儀を無忌憚り出万端可抽誠忠旨 大総督宮 此沙汰  
以事

辰月四月二日

大総督府 参謀

大久保一翁

右同文言二通

勝 安房守

右同文言二通

大総督府参謀より相達せらる別より房州言上書りり第廿三  
号より出以

○ 閏四月三日出版タイムス新聞の訳

北国より来りし者の話より日本北部の諸侯一致して會津を  
推して盟主とあり新政府を建てんとし其同盟の諸侯ハ  
土井大炊頭土井大隅守兄弟丹羽長門守津輕越中守南部美  
濃守佐竹右京大夫伊達陸奥守伊達若狭守相馬大膳亮中山  
備中守松平大学頭上杉大膳大夫酒井左エ門尉本多宮内少  
輔等是あり此諸侯の勢益強大より其兵合せて二十二万  
五千人進て江戸を離る事并里の地より出張せりと云  
今日を英國女王ヒクトリアの誕生日として例年の如く祝ひ  
事日出度相済とより



○  
奥州小名濱在住の代官森孫三郎仙臺へ招呼せられ總督府より左の書付を渡されし由

伊達小名濱兩郡元代官  
森孫三郎

右奥州伊達小名濱兩郡の郡司代に仰付し万第一人民を誠意より取扱ひ極老并に困窮の者共を別し憐愍を加へ年貢其外無恙上納し松万端可擢忠勤旨に仰付し事

辰四月十日 鎮撫總督府 参謀朱印

同人へ

其方扶持の儀は是迄の通二百俵以下之支配下役の者へも同松以下之儀条万事節儉を元とし奉公可致旨に仰付し事

日附同前

以来代官の名目は差除郡司代と改めし付境目杭への御領郡司代何某と書附し松に仰付し事

日附同前

○海軍局より言上書

下恐有罪の私共一同乾坤の沿革人倫の大変に際會仕是迄  
卧薪嘗膽 此恭順の此趣意謹で相守り伏て 朝裁の出し  
を奉待居此処 此裁許有之の條中も付ての江戸城尾  
藩へ此預け相成此條と 御家此領地未だ相定り不中此中  
に軍艦軍器不殘此取上相成此の二ヶ條過日海陸兩軍一  
同より 督府軍門まで歎願書一封以大久保一翁勝安房守  
指出し此を 此思召をも不奉窺私意の取計甚以奉恐入  
つども私共一同篤と熟考仕此尾藩の 朝命とハ中あ  
ら宗家危窮の秋は方りて及て征東師の列は入り無論の心  
得方と一同奉存右此の藩士我 徳川家を料理致し可中を

見受あがら我累代浴恩の民一同唯ことして奉命此此  
と第一人倫の大義地は墮ち此のみあは名は我 徳川此  
家名相存し此共其此のこれを限して二百五十餘年の此鴻  
図も一朝水の泡と相成此下恐三尺の童子も能く辨へ居  
此後此座此將又軍艦軍器は我 徳川家保護の器として畢  
竟今日等なる為と奉存此間何分以て 此家の存此相分不  
中中も 天朝へ此召上此此上 此累代様此注意の  
廉も相立不中下此私共一同是迄の此鴻恩は奉浴此趣意は  
相戻り此此と奉中上此此も無之夫是以て一同断然決心  
仕人倫の道相立此此歛形此在は若又私共一同の歎願相

貫不<sup>つらね</sup>節<sup>せつ</sup>を<sup>し</sup>下<sup>くだ</sup>微<sup>い</sup>力<sup>りき</sup>素<sup>もと</sup>より宿<sup>しゆく</sup>怨<sup>をん</sup>の□藩<sup>はん</sup>を相手取り六十餘州の海上海岸に□の旗以後相見え不<sup>し</sup>可<sup>か</sup>仕<sup>し</sup>心得<sup>こころえ</sup>よて天朝<sup>てんてう</sup>へ勿<sup>な</sup>論<sup>ろん</sup>諸<sup>しよ</sup>藩<sup>はん</sup>領<sup>りやう</sup>海岸<sup>かいがん</sup>并<sup>な</sup>持<sup>も</sup>船<sup>せん</sup>へ<sup>の</sup>決<sup>けつ</sup>して私<sup>し</sup>より手<sup>て</sup>出<sup>で</sup>仕<sup>し</sup>間<sup>ま</sup>敷<sup>し</sup>以<sup>も</sup>吳<sup>ご</sup>も是<sup>こゝ</sup>も是<sup>こゝ</sup>も<sup>の</sup>厚<sup>あつ</sup>き<sup>の</sup>由<sup>よし</sup>高<sup>たか</sup>論<sup>ろん</sup>を奉<sup>まも</sup>背<sup>せ</sup>私<sup>し</sup>よ<sup>の</sup>船<sup>せん</sup>を運<sup>うん</sup>用<sup>よう</sup>仕<sup>し</sup>以<sup>も</sup>条<sup>じょう</sup>擢<sup>しやく</sup>髮<sup>はつ</sup>難<sup>なん</sup>謝<sup>しゃ</sup>の罪<sup>つみ</sup>を奉<sup>まも</sup>存<sup>ぞん</sup>以<sup>も</sup>一<sup>いつ</sup>共<sup>き</sup>私<sup>し</sup>共<sup>き</sup>一<sup>いつ</sup>同<sup>どう</sup>の心<sup>こゝろ</sup>事<sup>じ</sup>ハ地<sup>ち</sup>下<sup>か</sup>より<sup>の</sup>由<sup>よし</sup>累<sup>かさ</sup>代<sup>しろ</sup>様<sup>さま</sup>へ可<sup>か</sup>奉<sup>まも</sup>上<sup>うへ</sup>の恐<sup>おそ</sup>惶<sup>けい</sup>謹<sup>じん</sup>言<sup>げん</sup>

辰四月

由家海軍

上様

○閏四月四日由觸書

此度水戸表国境へ関門<sup>かんもん</sup>を<sup>し</sup>取<sup>と</sup>建<sup>けん</sup>出<sup>で</sup>入<sup>い</sup>共<sup>き</sup>印<sup>いん</sup>鑑<sup>けん</sup>を以<sup>も</sup>て相<sup>あ</sup>改<sup>か</sup>いよ<sup>の</sup>付<sup>つ</sup>て<sup>の</sup>由<sup>よし</sup>供<sup>きよ</sup>并<sup>な</sup>由<sup>よし</sup>用<sup>よう</sup>として彼<sup>か</sup>地<sup>ち</sup>へ兵<sup>へい</sup>越<sup>え</sup>以<sup>も</sup>面<sup>めん</sup>こ<sup>の</sup>其<sup>その</sup>段<sup>だん</sup>由<sup>よし</sup>目<sup>め</sup>付<sup>つ</sup>へ相<sup>あ</sup>達<sup>たつ</sup>右<sup>みぎ</sup>引<sup>ひ</sup>合<sup>あ</sup>印<sup>いん</sup>鑑<sup>けん</sup>請<sup>せい</sup>取<sup>と</sup>以<sup>も</sup>可<sup>か</sup>仕<sup>し</sup>致<sup>ち</sup>以<sup>も</sup>右<sup>みぎ</sup>の趣<sup>すゑ</sup>向<sup>むか</sup>へ可<sup>か</sup>仕<sup>し</sup>達<sup>たつ</sup>以<sup>も</sup>事<sup>じ</sup>

閏四月

○閏四月三日出板へラルド新聞紙の訳

兵庫<sup>ひんぐう</sup>より<sup>の</sup>便<sup>べん</sup>よ<sup>の</sup>天子<sup>てんし</sup>へ尚<sup>なほ</sup>大<sup>だい</sup>坂<sup>さか</sup>よ<sup>の</sup>由<sup>よし</sup>滞<sup>とど</sup>留<sup>りう</sup>由<sup>よし</sup>此<sup>この</sup>程<sup>ほど</sup>歐<sup>おう</sup>羅<sup>ら</sup>巴<sup>ぱ</sup>人<sup>にん</sup>等<sup>ら</sup>へ兩<sup>りやう</sup>親<sup>しん</sup>王<sup>わう</sup>を拜<sup>らい</sup>謁<sup>てつ</sup>せり是<sup>こゝ</sup>尤<sup>なほ</sup>榮<sup>えい</sup>誉<sup>よ</sup>と<sup>の</sup>よ<sup>の</sup>み<sup>の</sup>べ<sup>い</sup>大<sup>だい</sup>坂<sup>さか</sup>へ静<sup>しやん</sup>謐<sup>み</sup>して別<sup>べつ</sup>段<sup>だん</sup>の新聞<sup>しんぶん</sup>もあ<sup>り</sup>只<sup>ただ</sup>當<sup>あた</sup>月<sup>げつ</sup>十<sup>じゅう</sup>六<sup>りく</sup>日<sup>にち</sup>一<sup>いつ</sup>の驚<sup>おどろ</sup>く

つく憐むづに事件なり其日大坂の城内に於て人足共木石  
を取片付けおどろの間に如何せし過ちや鐵の道具と石  
と打合ひ火花を發し運こそ拙々れ其近辺の火茶は火移り  
て石ハ八方に散乱し即死四人怪我人なりなりと云

中外新聞第廿三号

慶應四年閏四月十日

勝安房守より 大総督府へ差出しし建言書

悚懼戦栗昧死而言上仕の臣義邦の微名不圖 大総督宮  
上聴に達し江府鎮撫の儀に委任せし 仰出且昨今の時勢は  
付苦慮尽力仕の段に感賞猶此上管見不憚忌諱可奉り上旨  
深厚之 寵命不堪恐懼仕合は座に元來臣義邦無才無能  
唯一點の愚衷以不欺心平生の素心と仕は然るは今般 亦  
沙汰の趣身を取以て鐵芥成し得し事功の覚も無座實以  
存も寄らざる事 今旨を奉り恰も夢中又夢境に入ら如く

第廿三号

十一

恍として可奉報答處を不辨次第の座に在り仰付の職事の如きハ臣義邦不肖敢て其大任に當り可中器量無座に猥り又貪恩榮にへ上朝廷を欺き奉り下民望に背き筋何分拜任に堪不奉恐入に抑昨今天兵東降の際城地献納の日に至りて晏然鎮静仕在中臣義邦等々苦慮尽力の及ぶ所無座偏皇威の赫々として寡君□□至恭至順誠心の致を所と奉存に実□□一身のみあま祖宗の基業を捨全く一家の私を不顧幽閉待罪の旨をせしむ天朝尊奉皇国治安を祈の意聊衰る所無座義邦輩に於ても其誠意に感一鄙心頓に消尽仕只管□□の純忠

又体認仕に尤自然府下寧靖天兵臨城の日も市肆不変衆庶皇恩時雨の如きを奉感戴以事の最聖化の普きよとる処又座に得共亦□□恪謹恭順の微功無之とも難中我臣義邦愚昧往日□□將蒙天譴の時死を以匡救可仕処微力より行届不中遂に奉勞六師征討一時邦内騷擾尚不測の变故もいとも其末外国覬覦の端をも開き可中又立至に殺万死難償追念こゝ及に得を慚懼身を容るゝの地無之恐入奉存に何ぞ大捨督宮の恩命を奉拜受に堪可中我負罪の臣今更一言を奉献の地位に無座に得共令旨拜見仕に又藹藹の言をも捨させらるゝ中旨も茲為在に間

恐をも不顧愚衷を陳啓仕以此上府下靜謐遠く辺境及一  
生矣の安寧を謀らせりせんよの臣義邦の如きの力よの難  
及以儀又此座以前件奉中上の恭順の至誠士民をして自ら  
感化せしむる□□近日の行実こそ能其地位又適當仕以欵  
と奉存以仰願くハ聖徳天地又ひとしき皇怒を以□□を  
して退隱仕仰付府内又還住あさしめられはるハ府下の  
衆庶必其恪恭又薰陶せられ漸く不令しを安靖又至はらん  
尤負罪の□□遼国の間も無此座府内へ還させりハ事朝  
廷の威光も拘り可すと議論も可有此座以得共仮令悪  
人又以とも悔悟改心仕以得ハ咄嗟間又善人又相成りハ事

よ此座以□□元と悪人とりりり無此座一時遼鐵取下の方  
を失し以より奉犯天怒の以来痛責自艾仕以実蹟を前文  
奉中上の通明し了り又此座以然とい今日の□□を前日の  
□□よハいとい方今国家多難の時破格の此權道を以一つ  
のハ仁術を施させられはるハ大ハ皇國の為りも可相成  
りさハ無用を以有用を助け皇化の此為りも相成ハ半欵  
と奉存以斯中上の得ハ偏よ□□の為り地を為りハ此此賢  
察の程奉恐懼ハ共臣義邦素と一事不欺を以世ハ處り中  
ハ従来の持操ハ大摠督府下及ハ元戎軍門後征一二の吏  
臣ハ粗存知の人も有之ハ半欵誠又至愚至慙情意有之ハ

又奉陳上以次第幾重し  
以隣恕成下件と驚し  
以洞  
察は下置の松伏て身相願  
以誠恐誠懼死罪と敬白

戊辰閏四月

勝 安房守

○四月中旬の布告書

諸侯冬 朝の制度の儀の追て可分 仰出のへども去冬以  
来引續き別々當正月三日後不容易の時勢は立到り迅速  
上京 王事の勤勞せしめは段神妙の至は 思召は然処永  
く滞京致疲弊往々藩屏の任難堪は立到り以ては実不相

濟事の付供養并議定職参与職及び京師守護取締等は仰  
付置の外は誓約相濟の輩は左の通兵隊残置に先服を以て下  
以就ては帰国の上先達て 此誓約は為在の趣意を奉  
体認速に家政向改正の勿論未だ 皇国内に平定して不立  
到事は付弥以て不虞の備を嚴に於国邑 此指揮可奉待  
以將又いまだ 此誓約不相濟輩は其俟滞京可其在は 仰  
出以事

- 一 大藩 百五十人より二百人まで
- 一 中藩 百人より百五十人まで
- 一 小藩 廿五人より百人まで

但一右人數定の儀を兵隊のみより其餘役方の者用辨  
相調の丈相當相詰可申扱て簡易質畧を主とし無用の者  
滞在此度可致用捨以事

附依 山沙汰警衛人數の儀ハ格別の事

○上野御殿へ歎願書の写

下賤の身を以て奉汚尊聽ハ段如何にも奉恐入ハ共當  
正月以来都府の安危を不<sub>レ</sub>為忍無勿体も日光御門主様  
駿城まで進興<sub>レ</sub>為遊都下の生霊塗炭<sub>レ</sub>落入<sub>レ</sub>艱苦を以  
救助<sub>レ</sub>為成下置<sub>レ</sub>既<sub>レ</sub>今日申<sub>レ</sub>銘<sub>レ</sub>家産安穩<sub>レ</sub>管<sub>レ</sub>

来<sub>レ</sub>リハ段偏<sub>レ</sub>万民ハ愛撫<sub>レ</sub>ハ怨情<sub>レ</sub>より出<sub>レ</sub>ル処<sub>レ</sub>より全<sub>レ</sub>  
ハ仁慈<sub>レ</sub>を奉蒙<sub>レ</sub>ハ故<sub>レ</sub>ハ儀と老少無限一同難有奉感佩<sub>レ</sub>然  
る<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>ハ仁意<sub>レ</sub>より下<sub>レ</sub>賤の身を以て私<sub>レ</sub>奉哀訴<sub>レ</sub>ハ段何  
共奉恐入<sub>レ</sub>ハ共今般當御門主様<sub>レ</sub>上京<sub>レ</sub>為遊<sub>レ</sub>ハ裁の趣  
内<sub>レ</sub>奉傳承驚愕<sub>レ</sub>の至<sub>レ</sub>奉存<sub>レ</sub>ハ下<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>事柄<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>ハ素<sub>レ</sub>  
り私輩<sub>レ</sub>の可奉同筋<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>ハ共此程<sub>レ</sub>ハ勅使<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>城<sub>レ</sub>以  
来引續<sub>レ</sub>近境<sub>レ</sub>ハ戦争<sub>レ</sub>ハ座<sub>レ</sub>ハ裁の趣<sub>レ</sub>昨<sub>レ</sub>今都下<sub>レ</sub>の市  
民共別<sub>レ</sub>痛<sub>レ</sub>心歎息<sub>レ</sub>の折柄<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>ハ門主様<sub>レ</sub>ハ発<sub>レ</sub>都<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>  
仰出<sub>レ</sub>ハ弥<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>大小<sub>レ</sub>の町人共<sub>レ</sub>忽<sub>レ</sub>力<sub>レ</sub>を落<sub>レ</sub>即日途<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>暮<sub>レ</sub>  
れ随<sub>レ</sub>て商賣<sub>レ</sub>の路<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>え果<sub>レ</sub>家産<sub>レ</sub>相續<sub>レ</sub>も難<sub>レ</sub>出来<sub>レ</sub>不得<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>老少<sub>レ</sub>東



餒の苦海又落入のより外手段無座の間仰願をくハ無量の  
の心愛憐を以て都下の鎮撫此行届相成上下一同安心仕  
て暫時の間は発都の猶豫の心沙汰成下置の心門  
前住居在の私共を奉り上の迄も無座都府百万の町  
人共無此上難有仕合奉存の此段不顧恐多 此輩下伏  
謹て奉歎訴の恐以上

辰巳四月

上野池之端元黒門町

町人共連名

中外新聞第廿四号

慶應四年庚辰四月十二日

横濱在田佛蘭西国三兵教師の監督シノワン氏書翰  
の大畧

私最近日カラフト及び黒竜江辺を巡覧し其越の積は座  
以付ては亞細亞東方及び日本の地図近く上木いづれ  
其図は是中々有来りの図よりハ大きく且つ新より最精  
密なる者ハ座の

建築術の教師甲必丹ジウルダンも旅行を企する  
騎兵教師帝国佛蘭西の竜騎隊流底南デヤルムも一先帰国

致度尤他日重て山頼相成以へハ早速参り可中旨中出以  
仙蘭西の新ニニストルウトレイ此次の飛脚船より十五六  
日内より日本へ到着可致以

○我輩軍務使として日本へ参り以て仙蘭西政府の趣意を  
同盟国の勢力を増盛せしめ欧羅巴の學術を廣く傳播し  
し以て別々の後より以ては万一日本国内に亂有之敵味方と相  
争はば節一方を助け一方を攻め以て松の後より成行以て本  
国政府の意を全く相背き以て事は山座に仙蘭西国に於てハ  
只日本全国一致の強盛繁栄ある事を以て祈り居以て不  
和内亂の爲に國民を損じ国力を衰へしむる松の後の決

て好み不中

○或る人一封の書を投じ看客の抱代括囊軒と書たり其文は  
曰新聞紙の益盛ある事喜悅は堪へば然るは新聞たり新報  
たり何新聞何雜報といふ類陸續として出づるも其事ハ  
大同小異より繁擾厭ふべきに似たり若し新聞新報の二  
を以て遠国の報告を網羅し別報雜報を以て都下の東偏上  
り西辺に布告し南郷より北部に傳達せば則脱漏の憾無り  
るべしと云く其言實は理有りと雖も他の諸新聞皆撰者各  
異よりて一手に出ざるを以て互に重複するを免るべし吾が

社中又於て之を如何ともせらる事能く中外新聞外編の如  
き吾が社友の撰又係るそれさへ第九号又出せし詩を重  
て彼の第二号又出せり心附らざる又非もども既又廣く發  
見せし後あれば復これを止むる又由あり況や其餘の新聞  
會社絶えて吾が社中又關係なきをや吾等此事を以て前の  
書を寄せし人又面告せんと欲せれども真姓名知る可らざ  
る故又茲又記して其厚意又答ふるのみ

○  
京師より清水谷侍従并又土井能登守箱館裁判所の副総督  
又命せられ徹士井上石見岡本文平を同所在勤を命せられ

○  
近々彼地又出立を命じき由

○  
今月六日英船サラスニス兵庫より横濱又入津しニストル  
パークス帰着也

英國ロンドン在留の友人より書状を贈り當三月上旬又  
出づる者より左の事を申送り

西洋各國平和無事あり

合衆國大統領ジョンソン国律を犯しし事ありて即今裁判  
所の吟味を受け居る由亞墨利加の便より越ししり控て国  
律に違背せらる事ありしハ王公貴人と雖も裁判所の處置又從

えざる事を得ざるあり

亞弗利加州アビレニ一國としてハ英國人との戦争起まり  
英國第一等宰相辞職一其代り又ジョーレルと云ふ人登用せ  
られしり此人ハ元來著述家あり一由其後議事堂の役人と  
あり一が才能兼備として政府の有司これ又敵をる者あり  
を以て今の顯職に拔擢せられしり

○ 船のこと義邦の心をあやまんとす

街名

たゞとひて沖まこかろし船よりむねの煙ぞおとひし

あ

はくしりあんとすをくして美作守のりやま

安房守義邦

さみこれとあづしを濁とすし川をむを常ある世より  
あれば

○ 或る一諸侯其使臣を水戸に遣はし上様は謹慎中居

奉同度自ら参上可仕筈といはしりも嫌疑も有之却ては為  
りも不可然哉と奉存いり略儀あはら使臣を以ては機嫌奉  
伺い旨を述べ且見舞として土産の品奉献度いしり

是亦遠路をして心は任せざる由をり上金一千両を献納せら  
れ其志殊勝餘有り此譜代の諸侯の誰もりくこそ有らむ  
る一けとと或人の語りき

○諭言數則

和蘭兵書中より抄出を 青眼居士 訳

兵士とらん者を誰も皆我が身を以て本国の礎とらん  
事を心より期せざんむらむらん  
兵士とらん者の我より目上の人より順従するを第一とらん且  
武器と衣服とを大切と取扱ひあるはけ清潔あるは心掛  
くべし決して華嚴を好むべしとらん

兵士の武藝を学ぶを常の事あれは言ふも及ぶ暇はらむ  
讀む書き算術を達者なむべし且本国の歴史と地理学との  
必を学ばざんむらむらん

兵士とらん者の必を一代の内よりゼ子ヲトルきを昇進せん  
事を心より掛くべし

譽名の重く生命の軽しとすふとを忘るべしとらん

又一イリイリとすふ地の大名フランス人と戦ひし時林机は  
かゝり居し側へカノンの玉一つ飛び来り其響き雷の如く  
あり彼大名少しも騒ぐんやしりりてらん又扣へし甲必  
丹リゴロを顧みて曰汝今の音を聞きしや甲比丹答て曰吾

只彈丸の往くを見る未嘗て彈丸の来るを見む  
フランス王ロデウイキ十五世ホントニーとソム地にて英  
人と戦ひ兩軍互に陣を引き一時役人共へ申されらるる我  
國の怪我人を吾が子の如くは取扱ふべし一人の役人問  
て曰英吉利の怪我人を如何取扱ひべきや王の曰く矢張り  
同扱ふ世話しむと役人重移て何故敵味方共は同扱  
ふ取扱ひは我王の曰兩軍相對峙する間こそ敵あり既は陣  
を引ての後を皆吾が赤子と同一と

中外新聞第廿五号

慶應四年閏四月十六日

浪華の行在所に於ては仰出の書面写  
今般蒼生塗炭の苦をば為救度此仁恤の聖慮を以て  
此親征は仰出海軍 觀覽相濟以上の関東の動靜は依  
り直ちよ 大旆を東海道へは為向 思召よは為 在  
処大総督より 形情言上の次才も有之先浪華よ 行在は為  
遊はよ付ての供奉の輩下よ至るまで別しを厚く 此旨  
趣を奉戴し聊も私怨を挾く公事を誤りは類の儀決し無  
之私深く心を用ひ戮力協心可遂成功は尚陪従の者心得違

第廿五号

北一

無之抑是又各其家々於て不洩抑精々可相示事

一 異変の節々各其持場を固めいまど持場無之者ハ嚴肅ニ

し々 此指揮可相待ハ若猥リ又奔走一混乱を生一或ハ持

場を去リ他の功を争ハハ者可為不覺事

一 平生道路往來ハ勿論行軍々々互ニ道を相譲リ礼節

を可尽ハ若礼節を失ハ或ハ不條理ヲ掛ケハ者有之ハとも

私ニ爭論ニ不及其筋ハ可訴出速ニ是非曲直を正一公平の

此處置可有之事

一 軍中ニ於テハ上下貴賤寢食勞逸を同クスベキ事

一 喧嘩口論堅ク禁止の事

一 民屋町家ニ立入乱妨狼藉ニ勿論押借押買等堅ク禁止の  
事

一 遠乘或ハ歩行の節田畠を踏荒一農業を妨げ道筋の竹木

を折取ハ等の儀有之乃友事

一 浮説流言々々人心の疑惑を生一ハ儀堅ク禁止々々自

然難差置事件及ハハ節々速ニ其筋々ハ可出ハ事

一 猥ニ酒會を催一種々醜態を顯一ハ儀下々至々々々心

得違ハ無之抑其主人々々々々堅ク可付事

一 宿駅馬借ニ限ラハ総テ旅宿等ニ於テ猥リ又忿怒を發一  
小民を畏縮セ一ハ儀有之乃友ハ事

一 貴も愛恤あひたゆを不怠きん賤も恭敬きんを不失上下の間まじり礼讓れいじやうを專まこととて下くだる者の上うへに對たいし非礼ひれいの進退しんたい無な之上のうへに權威けんいを以もつて下くだるを不侮あきら互たがひに誠まことを推おしひ儀ぎ緊要きんようの事

右條みぎじょうと堅かたく相守あひまも若不心得しんじやくの輩とも於有あ之のを屹まこと度と可相あひま糾と者も也

戊辰四月

○雜報

尾張老候中仙道より上京の途中とちゆう去月廿八日急いそに国元へ引返ひきかへし又成なる由信州しんしゅうに在ある領地りやうち騒さわぐらき故ゆゑにやと聞きこゆ長崎辺ながさきへ切支丹きつしたんの騒動さわどう段々だんだんと事こと六むつとく相成あひなり官軍多勢取鎮くわんぐんたせきとくちんめの為ために又出張しゅちやうせし由

○辭職を請ふの表

陸奥宗光

俗稱陽之助土藩徴士

謹こつて奉言ほうごん上うへに旨趣しゆすいに當今たうこん皇威きやうい四海しやうかいに輝かがき目出度めだに新あらた政せいに執行しやうぎんの中なかにも普あまく器量きりやう有あ之の者ものを奉ほうさせられ諸国しよこくの武士ぶし及び民間みんかんに在ある者ものに至いたるまで材力さいりきに應こたへ分際ぶんげいを論ろんせを採と用ように成なるに一條いちじょうを野無遺賢のむいぎけんの美事みじ最上さいじやうの政令せいれい四海しやうかい一同いつどう奉感戴ほうかんだいの後のちに座ざに然しかるよ宗光若輩そうくわうじやくはいの書生しよせいありてに撰擢せんたくを蒙まかり外国事務がいこくじむ権判事けんはんじの重職じゆうしやくに加かひ段深重だんしんじゆうの皇恩きやうん山岳さんかく猶低なほひく蒼海そうかい猶淺なほあし士しとる者ものの光榮きやうえい何を以もつて比類ひるい可仕裁かしかい如此こにへハ粉骨碎身こなほくさいじん皇恩きやうん万分の一まんのいちに可奉報かほうほう



儀を不及中事よの以へ共不才の微身を省み以て孔子漆雕  
淵を以て仕へしむるは未能信の明訓有之其上外国交際ハ  
四方よ使し君命を辱めざる名士の職掌其实あくし其  
任を汚し以て儀恐惶慙愧の限り奉絶言語ハ最も人撰ハ政務  
の根本古今の難事殊よ以て源頼朝以来武家掌握し以て有  
之ハ大政務 皇威よ依て再ハ 朝廷よ復し 後醍醐天皇  
万ハ憂苦の 敵慮よ貫徹し盛世振々の 以制令安危  
の一挙可恐可慎の際よかいつ庸劣僥倖を以て重任よ誇り  
或ハ門地よ依て彼を挙げ是を捨るの嫌疑より餘儀あく顯  
職よ進し以等の儀有之以てハ復古のハ美事万代のハ基本

今日の 朝政よ於て安らざるハ大事と奉存し最當  
今賢哲在位才能在職固より撰挙ハ缺失有之間友事よ以へ  
とり宗光自己の不材を省以て推考仕以へば千百中或ハ一  
二誤て撰挙よ應し以者有之間敷とも難ハ非器在職の害ハ  
遺賢在野の害あきよ如うハ一進一退の間利害得失少々の  
事よ無之付てハ宗光が如き短才微劣僥倖の魁たる者よ可  
有ハ座雖然容易よ辭職仕以てハ可奉背深重之 皇恩若又  
辭職不仕以てハ可奉汚清撰之重職進退殆度を失ひ以へ共  
自然 以新政の上よ於て庸劣愚昧の者徒よ 朝典を辱し  
め明鏡の塵點とも相成以てハ重く奉恐縮ハ次才よ付依之

過日伊達少將殿まで其段歎願仕以へ共中採用無之不得止  
事奉再願以赤心の微衷深中憐察を奉仰以恐惶謹言

慶應四年四月

○ 亞西亞略圖 一帖 陸軍所刊行 定價金三分

右に仏蘭西国教師の先生自ら日本字に翻訳し  
前田又四郎之を写し上木せし者より亞細亞洲東北の部  
殊に日本と魯西亞との境界を詳ししる精巧の地圖  
あり此度発売いゝゝ以間望の人を雉子橋外陸軍會計所又  
て開成所へ可なり出

大日本実測地圖 伊能勘ヶ由実測 開成所板 箱入

右暫く賣切に相成居り此節前板の誤字を校正し  
製本出来に付尔序布告いゝゝ

○ 無題 作者不詳

孤軍援絶奈俘囚、顧念君恩淚自流、一片丹衷能死節、睢陽千古  
是吾儔

靡他今日復何言、取義捨生吾所尊、快受電光三尺劍、只將一死  
報君恩

或曰近藤勇その力尽きて囚となりしに降を勧むるも降

らば従容として死に就く其刑に臨む時の詩ありと

○上野よりの布告書

御門主様御後近々 由上京可成遊以処俄よ 由延引は  
仰出以又付市中より 由止の歎願書差出以向へ早く可中  
通以松只今由殿よりは 仰渡以万由支配町々歎願人へ早  
速由中可成以此段由達中由以上

閏四月十一日

由門前由領分

名主名前畧之

外町

名前名宛畧之

中外新聞第廿六号

慶應四年閏四月廿日

富国强兵論

凡國富まざれば万民離散国力疲弊し兵強りらざれば賊徒  
蜂起敵国衅を窺ふの患ありとて先づ富国强兵を欲せば農  
と名賦税を薄し武役を除き農事を勸むる官を置き一年に  
幾ふびとあく巡見し堤溝を補ひ水旱の患を拂ひ情怠の者  
を之を叱責し商賈より調達金等を薄くし商賈の為便宜な  
る事ハ何事をも許し遠国の運送を自由とせし一国一城  
の主を諸港に商館を置き其地の産物を出し廣く交易を成

まぐべー城下よも一箇の役所を営み諸方より運び来る処の  
品物を相當の直は買上げ速く代金を渡さぐべー多く産物を  
出さよも先づ僧尼を還俗させ得意の業をおさぐべー寺院を  
廢毀し田圃とあさぐも莫大の地を得べー乞子を長屋の如き  
処に集め相當の職を授け日課とし其速巧拙に随ひ上下  
の手間代を渡さ可く盲目の者を西洋の如く傍人を以て讀  
書講釈を開きしめ字を木石に凸刻し指頭を以て摩擦しし知  
らしむべー警者指頭を以て眼は更ふ可く聾者口眼を以て  
事を脩むへく啞者耳目を以て業を営むへく而て後工夫を  
凝らし多く便利ある新器械を造り出さぐべー産物夥多あり

よ及て万国へ交易は出さば利益多るるべー政令を會議役  
所を建て各州各郡の士農工商より博学多才の者を二三  
人つゝ撰み出し置き種々議論煉磨し決定の上行も下情  
上徹しけ宜うるるべー兵卒を山伏僧侶博徒に軍学調煉を教  
へしらの討伐の助ともあつるべー新聞紙の諸州に其局を建  
てし何れ寄らし忌諱なく廣く世に行なれん事を欲を如何  
とあよば四民共よ万国の事勢を亮察し上下の情を通むる  
是より善きはあし是よ富国強兵要務の大略あり

平井元次郎 述

○横濱新聞紙へラルドの訳

日本國中寺院の僧徒の御門を其法侶の長と一法王の如  
きものと思ひ偏し其身を倚頼せし此度神道歸一の号令  
出づるに依り大に騷擾を發せんといふ若し佛徒相集りて事  
を起さば疾雷の轟くが如く忽ち全国を驚くべし又至るべし  
其勢必ず南北兩部の會盟諸侯よりも遙に大なる威權を握  
るに至らんを以て開化未全の國に於ては神佛の信仰甚ど  
しきりり寺社の權勢甚大にして帝王と雖も制馭し難き事  
多し希くは日本の御門陛下此事に注意して其禍を避け  
全国を以て安寧あらしめらん事を

○

皇帝陛下今月七日大坂より京都へ

還御の由

前号の新聞紙に載せしるアビシニの戦を同國の酋長暴  
悪無道にして罪なき者を慘酷の刑に處し加之滯留の外国  
人を殺せしに依り英國より問罪の師を差向けしるあり

○田安殿に呈せし書

臣國負罪の臣義邦謹て當今の形勢情實を陳述奉り上は既  
に去る十一日都城に渡有之 大総督の入城遊されはてよ  
り以来今日に及んで其の處置に付何等の事 仰出も無之  
江府鎮撫等 仰出厚く配意の座に共人心目と

悔々疑念相結むいごんぎねんあひむすび其方向を辨わせむ重く君臣の礼節れいせつを守り以  
者ものの恭慎きんしんを在ありて其往日の大城今日けふに至り以て野草繁さか  
茂郭たか堞たか落おち剽あ郭たか門かどを乞こ丐こ非人の巢穴そうけつと相変あり実まことは人臣にんしんの  
者是を見ろよ忍しのびざるの形勢と相成あり以て家人の面々其  
養やしなひ所の子弟しよてい後僕ごぼくの如きも其主采邑しゅさいいを失うひ飢渴きかく及および者  
大抵たいてい三十七八万人さんじゅうしちはちまんにん下くだらん是こゝが為ために都下みやこした三百万さんひゃくまんの商人あきんど同  
く生産せいさんを取失とひ夜間よるの盜賊とうぞく横行ごうぎょう無辜むこを切害きがいし老幼らうご路上じやうじやうに  
倒たふれ死しす仕者しやの近郊きんきやうに屯集とんしゅう強盜きやうたうを事ことと致いたし以て体誠たいじやう又見み聞  
よ不堪たふは如ごとく斯ごとく尚なほ数日すうじつを經へり以て民たみを水火すいけの中なかに投なげ  
以て同おなく皇天きやうてん覆載ふくさいの蒼生そうせい亦何等なほなんぢうの罪つみ此座こゝに我われ一圓いつげん辨わ解げ難がた

仕と奉存ほうぞんの固かたより小臣せうしん輩たひに至いたりて以て負罪ふざいの者速すみに斧鉞ふげつを  
加くわへられ或あるは放逐はうしやくは遊あそびに共とも其罪つみに應こたへ以て嚴罰げんばつを仰付おほせられ  
處置ちぢ此座こゝに可た然た欣こ況けいや今外いまぐわいより強国きやうこく交際かうさい盛さかなり  
て外国ぐわいこくの士民しじん踵かかとを接せり居住きよぢゆうの者数千人すうせんにん下くだらん北方ほくぱうを強きやう  
魯ろ又接境せつきやうし以て邦内ほんない協力きやうりき同心どうしん雄ゆうを海外かいがいに争あり以て事ことを方今まぎ  
第一だいいちの以もつ急務きふと奉存ほうぞんの以もつ国内こく内の人心にんしん方向かうきやうを失うひ忌懼きこを抱かか  
き竊ひそかに離散りさんの基固きこく相成あり以て松まつ此仕向しきやうを遊あそびに何共なんとも以て拙ち  
考かうよ能よをざる所假令たとへ鉄艦てつかん数艘すうざう猛卒まうそく数百万さんひゃくまんを以備もつ此座こゝに共  
何の以用もつりも不相立あり空くうく同袍どうたう憤争ふんしやうの端はたと相成あり可たり以て定め  
て以推算おしさんを以為もつ在あり以て事こと負罪ふざいの小臣せうしん輩たひ頗たり過當かたがたの過慮かたがた

此座にへ共我 君上の念願爰外あり此誠意至恭の心  
中も當今の此摸松よはたゞ終よ水泡と相成誠よ悲歎痛哭  
不堪此三家此三卿立置此も此際此補翼を遊且を  
朝廷へ此忠諫此尽力此座此此後を下憚其此職掌哉と奉存  
此間不憚忌諱奉中上此近日小臣 大総督府下へ一書を拜  
呈仕此へ共元より負罪の身分此採用不相成此此尤の此  
事と奉存此へ共形勢切迫大尾解立到可中を傍觀仕此を  
実よ忍びざる所何卒 閣下猶此力を添させられ 督府へ  
此歎願此成下此も難有可奉存此元より小臣一人の此後よ  
無之都下百万の生霊を此為救此を 大総督府の此恐此大

任と奉存此小臣元来頑愚の性質忌諱を相冒し此罪を以て  
死を賜らしむば死後の幸何事よ是よ過ぎ可中我今心裡を以  
て毫も不色奉中上此死罪よ謹言

○ 閏四月

勝 安房守

三月廿八日の事あり一英国ロンドンにて一人の魚商召捕  
られ裁判所の吟味を受けし其故此商人腐りし海老  
二千四十個を賣りし答よ依てあり終よ罰金四十ポウン  
を出し事よ決せり斯く僅の代呂物よ重き罰金を出さしむ  
るを人命を大切よとるが故ありとぞ

桃李の核の中の仁は青酸といふ大毒の氣なり是も此頃  
の事ありし佛國のトウロンといふ地にて四五歳の小兒  
三人桃の仁を食ひいづれも劇き腹痛を發し半時を経ざる  
間一人を死し外二人を医療を竭し漸く死を免れられ  
り尚人命の大切ある事は付て話りり次号より出さ

中外新聞賣弘所 本町四丁目中程北側にて柳河氏出張  
と此尋可なる下は書林其外共右出張所にて取引し

閏四月

中外新聞第廿七号

慶應四年閏四月廿二日

横濱出版新聞紙の抄記

亞細亞人を改羅巴人よりも慘酷ある事多し輕罪と雖も死  
刑に處し一年に非命に死する者夥し或は喧嘩口論に依て殺  
害せらるれば其子弟する者必敵討と云ふ事をあし甚しき  
に至りては怨を報ゆるが為は全家の男女を殺し何も知ら  
ぬ赤子をさへ屠り尽すに至る就中日本にても怨もあは死改  
羅巴人を殺し或は暗夜に往來の人を切害するあど甚とい  
ふれあき事あり尤も人を殺しする者の死罪は行ひ其外刑



罪の法の設け在りと雖も刑といふものの愈重かれハ随て  
犯者愈多し罪人を少ららしめんと欲せば家毎に教へ人  
毎に諭して人命の大切ある事を會得せしめ道理を辨へ刑  
化の民とあるは非とバ罪人の絶ゆる時ありて日本  
武士の平話を聞くは人を切る事菜を切る事如しと云を愉  
快の事とし自身を捨る事塵芥よりも輕しといふ事は誇る  
者多し全国を保護するが爲に戰場に臨みて命を輕んじ譽  
れを重しとむるこそ武士の本意あるは平日私の怨を以て菜  
を切るが如く人を切り塵芥を捨るが如く命を捨る事豈天  
地の正理あるんや造物主生を好み人を愛するの眼を以

て看そふをきかば何とも思ひりからん 前將軍の親族ある  
水戸といふ諸侯の家臣先年争闘ありて互に相殺戮し終に  
野州といふ地にて戦争あり一旦平治せしが近日又水戸の  
屋敷に於て十餘人の重臣を殺せし由又同ト親族ある諸侯  
尾張も今年第二月其重臣十三人を同日に殺害せり日  
本人従前の例を以て考ふれば他日必其敵討といふ事幾度  
も有るべし此の如き事屢にあらるは於ては互に相怒り  
相殺して結局一國の人民子遺なきに至るべし若し日本人  
互に相残害し人種減少をきたすに至らば唾手して此豊饒膏沃  
の地を占領する者あらん是れ日本全国の爲に憂ふべきもの

第一あり窃ひそく希ねがふ日本上ハ王公より下ハ細民こまに至る  
きて生命を重おもし私怨ひがみを捨て民口増殖ぞうじやく全国繁栄はんえいの事を謀たくる  
松まつ致いたし之これのわめ

○  
掛かくも畏おそる我われ 天皇皇帝陛下明神めいじんと大八洲国やちゅうこく一ろ一  
めを事天地てんちと共に窮きまりありと雖も中世以来臨御其道そのみちを失  
ひゆひ一と因よて国亂相尋あひつぎ 皇威きうい萎しびて振おこる大権遂  
に武門ぶもんに移り降り降り降り足利氏あしかがの季ときに至りて壞亂くわいらん極ごくまり  
天下復てんかふく 天皇陛下の尊たうんきを知る者あり時とき我われ 東照宮天  
賜たまの智勇ちゆうゆう資すけり凡たゞは櫛くしけり雨あめは沐ある備そなはる百戦ひやくせんの艱苦かんくを

を嘗なめ亂らんを揜おさひ正ただし及および遠とほく 皇威きういの陵夷りやういを扶たすけ蒼生そうせいの  
塗炭とたんを救たすひ能よく天下の侯伯こうはくを紗御しあごして海内復寧かい内ふくねい静しず風波揚ふうはたか  
がらざる事殆たいてい今いまは三百年其功そのこう宣のたまふ大ありびや其德そのとく宣盛せんせいあり  
さや然しかといハ則すなはち我われが神州政權しんしゅうせいけんの徳川氏とくがわうぢは帰かへりや真まは天授てんぶ  
あり人與ひとよあり豈いか 天皇の私ひそに賜たまふ所ところあらんや宣將軍せんかみの私  
は取とる所ところあらんや然しかるを我寡君われくわくん前大將軍公ぜんたいかみこう一朝祖宗傳承いちじくそうぜん  
の軍職ぐんしやくを辞やし政權せいけんを 朝廷てうていは帰かへせられしハ抑何おさへんの心ぞ  
や祖宗在天の靈たまに對たいして不孝ふけうとやいもん不義ふぎとやいもん  
蓋なほし是こゝは我徳川氏の將士八万人各疑惑ぎぎくして辨解べんかいする能よく  
ざる所ところあり我請われこふ試たまし之これを辨解べんかいせん抑おさ 東照公の天下を

治平をりや頗る意を文学に留められりと雖も文教猶未  
甚明あり公の令孫水戸の源義公大に文学を脩め大日  
本史を撰べり我国の春秋と謂ふべし爾来大義名分大に国  
中は明あり至り夫れ天は二日あり地は二王無し我国  
鎌倉以還の形勢 天皇の下は將軍たりて專國政を執り大  
権を握る恰も国は二主ありが如く人は二頭ありが如く不  
都合あり事して国体宜きを得ざるあり况や近來外国交際  
の道漸く開け西洋の文学東方の名教と化し世界の文教將  
は合して一とあらんとする秋來するに於てをや此時は方  
りて人は二頭ありが如き不都合の国体永く我日本国内に存

をべりるべし但此義吾侪凡人の得て知る所は非は獨我寡君  
前大將軍公の惠眼能くこれを洞視せしむるのみ故は一旦  
断然として祖宗以来天授相傳の政權を 朝廷は歸されと  
るを蓋し是は他あり我神州を以て唯一王土一頭の国とあ  
る永久治安を保ち海外の強国と駢立せん事を欲せられと  
るあり是は我寡君前大將軍公の至正至公一毫の私なき礎  
貴島の大倭心よして帝 孝明天皇皇帝陛下は對して忠義  
の心尤深きのみありは抑又我 皇國億萬の蒼生は對して  
深仁厚沢千歳比倫ありと謂ふべし然るば則我徳川氏の祖  
宗は對して孝且義としむべきのみ抑上古 天孫降臨の

日當時大八洲の国主出雲の大神奉命恭順此国を奉てこれ  
を天孫と譲とり余を以て之を觀まば今日寡君政權奉還  
の功業遠く大国主と踰ゆと言ふと雖も敢て過言と非む然  
るを彼を千歳天子の礼享を辱らし此を後臣の異議先駈  
の争鬪等よりして方今猶幼冲とまじまじ今上皇帝陛下  
の逆鱗と觸と遂に征討使東下をり至まり此時より方りて  
彼建御名方神明諏訪の類の如き者極めて少くらば或を云ふ  
東兵直に西上して遙に承久の故智を襲んと或を云ふ暫く  
之を駁遠の間より防き軍艦を以て直に其巢窟を突くと譏  
論頗る紛然死を以て寡君を犯を者少くは然りと雖も寡

君平生の素心尊王の誠意確乎として変せざん泰然として  
動らぬ富士の嶺の磐根より堅く憂国の情益厚く伊勢の  
海の底より深し獨り国乱の因て以て増長せん事を恐と  
又外侮の其罅隙に乗せん事を患ひ窃に簡相如の心を師と  
し愈々恪慎恭順屢諭を下して王師に抗をる者ハ及を我  
身に推して同しと云へり是より於て関東の根本たる江戸の  
城を開き海陸軍士の精神たる銃艦を献し水戸の僻邑に退  
去し伏て天裁を待つと至まり嗚呼其用心の深遠よりして  
且苦しき何ぞ其と此の如く甚しきや但憾らくハ王師武  
甕雷経津主の神兵に非を臣をして君に敵し末家をして本

家を征一弟を以て兄を代しむ倫理綱常顛倒滅裂これ是  
を何と云言ん嗚呼文教の盛ある近時の如く名義の明あ  
る目今の如く殊更王政復古紀綱一新の際にあつて此  
不可思議の挙り怪奇殆將口を開き言ふべき所  
を知らん然りと雖も我輩天地間の誠を忍ぶべし  
を忍び却て恐懼戦慄恭肅謹慎を以て他あり是を窺ふ我寡  
君恭順患国の大倭心又体一誓て国の為又家を忘と公義の  
為又私利を去るは日夜昊天又号泣一明神又哀願を以て  
を寡君の至誠至忠速に天地に貫徹一神明を感格一明神  
と大八洲国一りりめさむ 天皇皇帝陛下の寵恩天賞を辱

せん事を冀望せんと云ふ

慶應四年閏四月

津田真一郎真道泣血謹識

外国人の書翰は左の報告あり  
因州の兵三百人兵庫に於て英船船号にヤコを雇ひ今月八  
日出帆せし又紀州の海辺にて烈風暴雨に逢ひ航海叶ひ難  
く不得止兵庫に帰り翌日再び出帆せんとせし又兵士何れ  
も恐怖し陸行を以て一決し雇賃割戻しの相談及び  
りとも船主とより約せし事を交むべしと云ひし

依り其内五十人餘儀あく乗船一十一日横濱に來着を他の二百五十人を東海道より急きく江戸に來るべしと云  
又何方の兵ありやを知らば南黨の兵三百五十人亞墨利加飛脚船ロスタリカを雇ひ海路より江戸に來るべしと一決  
談判及び此船の社長アルクスといふ人局外中立の法を守り堅くこれを拒絶せり  
右ロスタリカ船を公使の布告に遵從し中立の法を守りし  
りどもミヤコ船の規則に違ひし故に其事に付て去る十日  
六日各国公使會議あり十七日ハ日曜日あれば十八日再び  
集會して議論一定をべしと云ふ

又聞く南黨の兵隊會津征伐の爲に蒸氣船二艘より兵庫より出帆をし此船若し外國船あらば再びミヤコ船の如き議論起るべし

佛蘭西人コウントモンブラン 御門の師傅とあり永く京師に滞在をべき趣風聞あり外國百般の事務をばて此人の裁断に又出つ威權甚盛ありと云ふ此人を佛國有名の博徒たり  
現今諸方の脱走兵一万餘人箱根山に屯集をし聞く到底何の日に治平に歸るべきを知らば

紀州の蒸気船ニポウル此頃紀州侯の簾中を迎ひの為に来りーが簾中よを宗家の傾顔を見捨て故郷に帰るを不義ありと云て敢て帰装を整へられざるに依てニポウル船空しく帰帆せし由

○京師に布告書

松平肥後賊徒を集め隣境へ兵を出し官軍を抗し暴激益相募り以段相聞え以し付今般薩長の兵越後路へ差向ひ各藩に合速に追討可致旨以沙汰以事

四月

○三條正親町兩卿不日海路より江戸に下向りし由

牛  
三  
三  
三  
三

